

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項 紹介した求職者が労働契約に基づく業務を開始した日より、3 ヶ月以内に自己都合の退職により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人事業者に返戻いたします。

- (1) 入社後14日以内に退職した場合：紹介手数料の 100%
- (2) 入社後30日以内に退職した場合：紹介手数料の 80%
- (3) 入社後60日以内に退職した場合：紹介手数料の 50%
- (4) 入社後90日以内に退職した場合：紹介手数料の 20%

退職に至った理由が、入職前に提示された労働条件と入職後の労働条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人側の都合による解雇、明らかな求人者の責である場合は返戻金の対象外となります。

株式会社ベスト・スマイル
代表取締役 梅島 貴生